

京労発基 0609 第 3 号
令和 7 年 6 月 9 日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



令和 6 年 職場における熱中症の発生状況(確定値)等について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策については、「令和 7 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の取組に係る周知、「改正労働安全衛生規則（熱中症対策の強化）」に係る周知をお願いしているところですが、今般、別添 1 のとおり「令和 6 年 職場における熱中症の発生状況(全国確定値)」が厚生労働省から公表されました。

つきましては、貴団体等におかれましても、この確定値とともに、6 月 1 日から施行される改正労働安全衛生規則の周知用パンフレット及びリーフレット、京都府内の熱中症の発生状況（令和 6 年確定値）(いずれも令和 7 年 5 月 27 日付け京労発基 0527 第 11 号の熱中症対策の強化に係る依頼文に添付)等をご活用いただき、熱中症の健康障害の疑いのある者の早期発見や重篤化の防止等のための改正労働安全衛生規則を会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

別添 1 令和 6 年職場における熱中症の発生状況(確定値、全国)

京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第 8 条第 3 項の規定に基づき、その印影を印刷としています。